

第9章 政策統括官

第1節 農業経営政策

1 経営所得安定対策

(1) 趣 旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況を見ると、国内の生産力を確保することが重要である。

このため、経営所得安定対策を実施した。

なお、平成25年に経営所得安定対策の見直しを行い、平成26年6月に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）」が成立したところ。

平成27年産からは、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする「認定農業者」、将来的に法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」に加えて、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定新規就農者」も対象とし、意欲と能力のある「担い手」の経営安定を図ることとした。

また、従来の面積規模要件については、小規模であっても、収益性の高い作物との複合経営や6次産業化により、所得を向上していこうとする農業者もいることから、担い手であれば、規模要件は課さないこととした。

(2) 制度の概要

ア 畑作物の直接支払交付金

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払は数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付される面積払（営農継続支払）を数量払の内金として交付。

(ア) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(イ) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、

大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(ウ) 交付単価

a 数量払

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付（品質区分に応じた単価を設定）

○ 平均交付単価

・ 小麦	6,320円／60kg
・ 二条大麦	5,130円／50kg
・ 六条大麦	5,490円／50kg
・ はだか麦	7,380円／60kg
・ 大豆	11,660円／60kg
・ てん菜	7,260円／t
・ でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
・ そば	13,030円／45kg
・ なたね	9,640円／60kg

b 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、20,000円／10a（そばは、13,000円／10a）を直接交付

イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、農業者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。

(ア) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(イ) 対象農作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

ウ 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を面積払で直接交付。

(ア) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

- (イ) 交付単価
 - a 戦略作物助成
 - ・ 麦、大豆、飼料作物 35,000円／10a
 - ・ WCS用稲 80,000円／10a
 - ・ 加工用米 20,000円／10a
 - ・ 飼料用米、米粉用米 収量に応じ、
55,000－105,000円／10a

b 二毛作助成
水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して15,000円／10aを助成。

c 耕畜連携助成
耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）に対して13,000円／10aを助成。

d 産地交付金
地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦・大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

- また、以下に掲げる地域の取り組みを支援。
- ・ 飼料用米、米粉用米（多収品種への取組）
12,000円／10a
 - ・ 加工用米（複数年契約（3年間）の取組）
12,000円／10a
 - ・ 備蓄米（平成27年産政府備蓄米の買入入札における落札）
7,500円／10a
 - ・ そば、なたね（作付の取組）
20,000円／10a（基幹作）
15,000円／10a（二毛作）

エ 米の直接支払交付金
米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、交付金を直接交付。

激減緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施。

(ア) 交付対象者
米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」

(イ) 交付単価
7,500円／10a

(ウ) 交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定。

(3) 支払実績

ア 支払額

(ア) 平成27年度の経営所得安定対策支払額は、畑作

物の直接支払交付金が2,113億円、水田活用の直接支払交付金が3,048億円、米の直接支払交付金が715億円となった。

(イ) 平成27年度（平成26年産）の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の補填額（農業者の負担する額を含む。）は516.4億円となった。

イ 支払対象者数

(ア) 平成27年度の経営所得安定対策の支払対象者数は、畑作物の直接支払交付金が44,928件、水田活用の直接支払交付金が478,293件、米の直接支払交付金が820,373件となった。

(イ) 平成27年度（平成26年産）の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の補填件数は58,375件となった。

ウ 支払面積・数量

経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策を除く。）の支払面積・数量は、次のとおりとなった。

(ア) 畑作物の直接支払交付金

・ 小麦	968,333 t
・ 二条大麦	46,776 t
・ 六条大麦	45,772 t
・ はだか麦	10,554 t
・ 大豆	212,612 t
・ てん菜	3,709,206 t
・ でん粉原料用ばれいしょ	779,815 t
・ そば	28,649 t
・ なたね	2,942 t

(イ) 水田活用の直接支払交付金

・ 麦	170,590 ha
・ 大豆	113,016 ha
・ 飼料作物	103,234 ha
・ 新規需要米	121,533 ha
<内訳>	
WCS用稲	37,860 ha
米粉用米	4,206 ha
飼料用米	79,467 ha
加工用米	46,157 ha

(参考)

・ そば	34,125 ha
・ なたね	585 ha

(ウ) 米の直接支払交付金 953,064 ha

第2節 農産物の生産対策等

1 米生産対策

(1) 生産動向

平成27年産水稻の作付面積は、前年産に比べ6万8千ha（4.3%）減少し、150万5千haであった。

同年産水稻の作柄は、北海道及び東北では、全もみ数及び登熟がおおむね平年を上回った一方、関東以西では、全もみ数は地域によって差があったものの、8月中旬以降の日照不足や台風等の影響により登熟が総じて平年を下回ったことから、全国の10a当たりの収量は531kgとなり、収穫量は前年産に比べ44万9千t（5.3%）減少し、798万6千tとなった。なお、全国平均の作況指数は100であった。

(2) 生産対策

米については、需要に応じた生産を図りつつ、飼料用米・麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めること及び消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立が重要である。

このような中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、平成35年までに担い手の米の生産コストを平成23年産の全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減する目標が掲げられた。また、『「日本再興戦略」改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）において、飼料用米については、平成37年までに担い手の60kg当たりの生産コストを平成25年産の全国平均から5割程度低減させる目標が掲げられた。

これらの目標の達成に向け、「稲作コスト低減シンポジウム」を開催し、民間企業と農家の連携による先進的な稲作の生産コスト低減の取組事例を企業や稲作農家から紹介いただいたほか、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表した。加えて、共同利用施設の整備による効率的な生産流通体制の構築、多収品種や新たな輪作体系の導入実証、担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良・導入等を推進した（強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業等）。

2 麦生産対策

(1) 生産動向

平成27年産麦の作付面積は、4麦計で27万4千haとなり、前年産並となった。

収穫量については、4麦計で118万1千tとなり、

前年産に比べ15万9千t（16%）の増加となった。これは、小麦について主産地である北海道において天候に恵まれ生育及び登熟が良好となり、前年産に比べ15万2千t増加したためである。なお、二条大麦、六条大麦については関東地域において出穂期以降の天候が良好であったことから前年産に比べ、二条大麦で5千t（5%）、六条大麦で5千t（11%）増加したが、はだか麦については、愛媛県や大分県で降雨による発芽不良や登熟不良のため、前年産に比べて3千t（△22%）の減少となった。

(2) 生産対策

麦は、北海道においては大規模畑作営農における輪作作物、都府県の水田作地帯における転作作物または二毛作作物として、我が国の土地利用型農業における重要な作物となっている。また、近年、収量性や加工適性に優れた麦の新品種の開発・導入により国内産麦を使用したパンや麺などの商品が増加するなど、国内産麦に対する需要の高まりが見られ、実需者からは高品質な国内産麦の安定供給を求められている。

一方で、天候不順や湿害等による収量・品質の不安定さや労働力不足といった課題により、近年の麦の作付面積は伸び悩んでいる。

このような課題に対応し、実需者が求める品質の麦を生産するため、平成27年度予算において大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業により他作物との作期・作業の競合回避、省力化や生産の安定に資する新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに、産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産業機械等リース支援事業等により、麦の生産拡大に積極的に取り組む地域への支援を行い、麦の生産振興を図った。

3 豆類生産対策

(1) 生産動向

ア 大豆

27年産大豆の作付面積は、小豆や主食用米からの転換等により、前年産に比べ10,400ha（8%）増加し、14万2,000haとなった。

また、収穫量については、前年産に比べて1万1,300t（5%）増加し、24万3,100tとなった。

イ 雑豆、落花生

平成27年産の雑豆（小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等）の作付面積は、小豆2万7,300ha（前年比85%）、いんげん1万200ha（同110%）であった。

生産量は、小豆は、主産地である北海道において、

大豆、いんげん等への作付転換があり作付面積が減少したことから、6万3,700 t（同83%）となった。

一方、いんげんは、作付面積が増加したことから、2万5,500 t（同124%）となった。

落花生の作付面積は6,700ha（同98%）であった。

生産量は、主産地の千葉県において、さや数が抑制されたことに加え、空さやの発生が多かったことから、1万2,300 t（同76%）となった。

(2) 生産対策

ア 大豆

国産大豆は、有効活用されていない水田や畑地を活用し食料自給率を向上していく上で重要な作物であるが、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、販売価格が乱高下することから、量・質ともに実需者の求める大豆を安定的に生産・供給することが課題となっている。

このため、平成27年度予算において、大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業により、新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに、産地パワーアップ事業（平成27年度補正予算）や強い農業づくり交付金により、大豆の増産に対応するために必要な農業機械のリース導入や乾燥調製施設等の整備への支援を通じ、大豆の生産振興を図った。

また、関係者で構成する「国産大豆の安定取引に関する懇談会」を開催し、平成28年2月、播種前に価格を決める取引を導入することで、取引の安定化を図っていくことが提言として取りまとめられた。今後は具体的な入札取引方法の検証や試験導入を経て、平成30年産からの本格導入を目指すこととしている。

イ 雑豆、落花生

農業機械等緊急開発事業により開発され、平成27年に市販が開始された落花生収穫機について、産地パワーアップ事業（平成27年度補正予算）等による導入支援等を通じ、生産振興を図った。

4 甘味資源作物の生産対策

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、作付面積の減少が近年続いていたが、平成27年産の作付面積は、11年ぶりに拡大し、5万8,800ha（前年比102.4%）となった。また、10 a 当たり収量は、昨年多発した西部萎黄病の発生数も少なく、8月中旬以降、平均気温は平年並となり、降雨も少なかったため、6.7 t（同107.6%）、生産量は392万5,000 t（同110.0%）となり、平年を上回る（平年比109.3%）水準となった。

さとうきびについては、平成27年産の収穫面積は2万3,400ha（前年比102.2%）となった。10 a 当たり収量は、長雨や日照不足等により生育が大幅に遅延した地域や台風被害が発生した地域はあるものの、一定の降雨もあったため、鹿児島県、沖縄県両県平均で5.4 t（前年比106.3%）（鹿児島県：5.0 t（同106.2%）、沖縄県：5.7 t（同105.5%））、生産量は、126万 t（前年比108.7%）となり、平年並の（平年比101.8%）水準となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のでん菜糖製造事業者で製糖される等地域経済上重要な役割を担っているが、農家の高齢化や農家戸数の減少、一戸当たりの作付面積の拡大により、労働時間の長いてん菜栽培が敬遠されている。

このため、ハーベスター等の共同利用機械のリース導入や育苗施設等の共同利用施設の整備など、作業の省力化や外部化を進めるための取組に対して支援を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、さとうきび産地に立地した甘しゅ糖製造事業とも相まって地域経済上重要な役割を担っているが、近年度重なる台風の襲来や病害虫の発生等により不作が続いていることから、不作の悪影響を早急に断ち切るため、さとうきびの効率的かつ持続的な生産体制を確立し、地域経済の活性化を図ることが必要となっている。

このため、平成27年度にセーフティネット型基金として位置付け直し継続したさとうきび増産基金等を活用して、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、さとうきび生産者が実施する土づくり、防除等の増産・生産性向上に向けた取組への支援を行った。

また、平成17年度に策定した「さとうきび増産プロジェクト」が平成27年度に目標年度を迎えたことから、これまでの取組状況や課題を踏まえ、鹿児島県並びに沖縄県の2県及び両県の各島を基本とする23地域でさとうきび増産プロジェクトを改定し、本プロジェクトに基づく取組に対する支援を行った。

5 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、平成26砂糖年度（10月～翌9月）は200万tを割り込み197万tとなった。27砂糖年度は198万tと、8年ぶりに前年度を上回った。

国内産糖については、てん菜糖は、平成27年産のてん菜の作付面積が5万8,800haとなり、前年産に比べて1,400ha増加（前年比102.4%）し、夏以降、平均気温が平年並となり、降雨も少なかったこと等から産糖量は67万7,000t（同111.4%）となった。なお、供給量は、平成27砂糖年度には67万6,000t（前年度比111.4%）となった。甘しゅ糖は、さとうきびの収穫面積が2万3,400haと前年産に比べて500ha増加（前年比102.2%）し、長雨や日照不足等により生育が大幅に遅延した地域や台風被害が発生した地域はあるものの、一定の降雨もあったことから、さとうきびの生産量は126万t（前年比108.7%）、産糖量は13万5,000t（同105.5%）。鹿児島県6万200t、沖縄県7万5,500tとなった。なお、供給量は、平成27砂糖年度には13万5,000t（前年度比94.8%）。鹿児島県5万7,500t、沖縄県7万2,100tとなった。

イ 糖価の動向

砂糖の国際相場は、平成22年6月以降、ブラジルの降雨不足や豪州の洪水による減産懸念等から上昇し、平成23年1月には約36セント/ポンドとなったが、その後インド等主要生産国の増産等により低下傾向となった。平成27年度上半期においても、主要生产国において概ね生産が順調だったことに加え、ブラジルの通貨レアルがドルに対して下落したことにより、砂糖輸出の追い風となったことから相場は下落し、平成27年8月には12セント/ポンドを割り込んだ。しかし、平成27年10月以降は主要生产国の天候不順等による減産懸念から世界的な供給不足の見通し等となり上昇傾向に転じ、平成28年3月には17セント/ポンドとなった。

一方、国内卸売価格は、平成25年末から上白糖（東京）は1kg当たり186円の横ばいで推移していたが、平成27年10月に国際相場の下落傾向の影響を受け3円下落の184円となった。その後、平成28年2月に国際相場の上昇傾向を受け4円上昇し、188円で推移した。

(2) 砂糖の価格調整

ア 砂糖調整基準価格等

平成27砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格等

については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

砂糖調整基準価格 t 当たり15万3,200円
（平成27年9月28日農林水産省告示第6624号）

指定糖調整率 37.00%
（平成27年9月28日農林水産省告示第6624号）

異性化糖調整基準価格 t 当たり17万7,876円
（平成27年9月28日農林水産省告示第6624号）

異性化糖調整率 15.44%
（平成27年9月28日農林水産省告示第6624号）

イ 甘味資源作物交付金単価

価格調整法第20条第2項の規定に基づき、平成28年産てん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜

t 当たり7,060円

※糖度が16.3度のものについて適用

（平成27年12月28日農林水産省告示第2790号）

(イ) さとうきび

t 当たり16,420円

※糖度が13.1度以上14.3度以下のものについて適用

（平成27年12月28日農林水産省告示第2790号）

ウ 国内産糖交付金単価

価格調整法第22条第2項の規定に基づき、平成27砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜糖

t 当たり2万1,227円

（平成27年9月28日農林水産省告示第2163号）

(イ) 甘しゅ糖

a 鹿児島県

種子島において製造されるもの

t 当たり5万2,421円

奄美大島において製造されるもの

t 当たり8万2,251円

喜界島において製造されるもの

t 当たり5万4,550円

徳之島において製造されるもの

t 当たり5万0,130円

沖永良部島において製造されるもの

t 当たり6万4,379円

与論島において製造されるもの

t 当たり9万4,099円

b 沖縄県

沖縄本島において製造されるもの
(沖縄本島内において販売されるものを除く。)

t 当たり 5万8,032円

伊是名島において製造されるもの

t 当たり 11万1,609円

久米島において製造されるもの

t 当たり 7万6,990円

南大東島において製造されるもの

t 当たり 9万1,610円

北大東島において製造されるもの

t 当たり 12万9,536円

宮古島において製造されるもの

t 当たり 5万2,242円

伊良部島において製造されるもの

t 当たり 7万3,647円

石垣島において製造されるもの

t 当たり 6万7,094円

沖縄本島内において製造されるもののうち沖縄本島内において販売されるもの

t 当たり 4万8,982円

(平成27年9月28日農林水産省告示第2163号)

(3) でん粉の需要及び価格の動向

ア でん粉の需給

平成27でん粉年度におけるでん粉の需要量は、265万8,000 t (前年比103.5%)となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉ではかんしょでん粉3万5,000 t (同94.6%)、ばれいしょでん粉18万8,000 t (同96.9%)となり、コーンスターチ227万3,000 t (同103.8%)、輸入でん粉13万5,000 t (同100.0%)、小麦でん粉1万7,000 t (同94.4%)を加えたでん粉の総供給量は、269万 t (同103.1%)となった。

イ とうもろこしの価格の動向

シカゴ商品取引所公表のとうもろこし相場(先物、期近)における平成27でん粉年度平均のとうもろこし相場は、ブッシュェル当たり364.57セントとなった(前年度376.55セント)。

また、同期のコーンスターチ用とうもろこしのCIF価格は、t当たり2万3,410円であった(前年度2万7,670円)。

ウ 糖化製品の生産及び価格の動向

(ア) 異性化糖

平成27でん粉年度における異性化糖の生産量は81万8,000 t (標準異性化糖ドライベース)であり、価格は1 kg 当たり137.5円(果糖55%のもの、

東京市中相場)であった。

(イ) ぶどう糖

平成27でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は8万8,000 t (うち、規格ぶどう糖5万9,000 t)であり、価格は1 kg 当たり177.5円(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) でん粉の価格調整

ア でん粉調整基準価格等

平成27でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格等については、価格調整法第26条及び第31条の規定に基づき、次のとおり定められた。

でん粉調整基準価格 t 当たり 15万1,400円

(平成27年9月28日農林水産省告示第2162号)

指定でん粉等調整率 5.875%

(平成27年9月28日農林水産省告示第2162号)

イ でん粉原料用いも交付金単価

価格調整法第34条第2項の規定に基づき、平成28年産でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次のとおり定められた。

でん粉原料用ばれいしょ

t 当たり 1万2,170円

※でん粉含有率が19.5%のものについて適用

(平成27年12月28日農林水産省告示第2790号)

でん粉原料用かんしょ

アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ

t 当たり 2万6,000円

その他の品種

t 当たり 2万3,410円

(平成27年12月28日農林水産省告示第2790号)

ウ 国内産いもでん粉交付金単価

価格調整法第36条第2項の規定に基づき、平成27でん粉年度に適用される国内産いもでん粉交付金の単価は、次のとおり定められた。

ばれいしょでん粉

t 当たり 1万5,238円

かんしょでん粉

t 当たり 3万2,098円

(平成27年9月28日農林水産省告示第2163号)

6 特産農産物の生産振興対策

いも類、そば、なたねにおいては地域農業において、極めて重要な位置を占める品目となっている。

一方、これらの品目は天候等の影響により作柄が不安定であったり、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいることから、産品の高付加価値化や需要動向に沿った計画的生産を推進し、戦略的に販売することが課題となっている。

これらの品目にかかる具体的な生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成27年産かんしょの作付面積は、3万6,600ha（前年比96.3%）となった。また、主産地の鹿児島県及び宮崎県において、植付は順調に進み活着も良好であったが、長雨とそれに伴う日照不足により、いもの肥大が進まず、10 a 当たり収量は、2,220kg（同95.3%）と前年産を下回り生産量は81万4,200 t（同91.8%）となり、平均収量比は94.1%となった。

平成27年産ばれいしょの作付面積は、7万7,400ha（前年比98.9%）となった。また、主産地である北海道において、一部の地域で干ばつの影響があったものの、全体的な生育は良好だったことなどから、10 a 当たり収量は3,110kg（同99%）、生産量は241万 t（同98%）となり、平均収量比は103%となった。

なお、地域別の生産量は、北海道産190万7,000 t（同100%）、都府県産49万9,000 t（同92.4%）となった。

イ そば及びなたね

平成27年産そばの作付面積は5万8,200ha（前年比97.2%）となった。また、主産地である北海道において、おおむね天候に恵まれ、登熟が良好であったため、10 a 当たり収量は60kg（同115%）と前年産を上回り、生産量は3万4,800 t（同111.9%）であった。なたねの作付面積は1,630ha（同110.9%）となった。また、主産地において、大きな気象災害もなく生育が順調に進んだことから、10 a 当たり収量は194kg（同160%）と前年産を大きく上回り、生産量は3,160 t（同177.5%）であった。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア いも類

かんしょ及びばれいしょの安定的な生産と供給体制の確立のため、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び低コスト化を推進した。

また、かんしょについては、機械化一貫体系の確立、ばれいしょについては、省力化・高品質化生産体系の確立を推進した。

イ そば及びなたね

そば及びなたねの安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の育成を図った。

また、経営所得安定対策において、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、水田活用の直接支払交付金（産地交付金）を交付し、農業経営の安定と国内生産力の確保等を図った。

第3節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米粉の新用途への利用の促進に関する法律等の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを所掌事務とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

（開催状況）

平成27年7月31日 ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

11月30日 ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

平成28年3月31日 ・麦の需給に関する見通しの策定について
・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

（所属委員等）

（委員）

◎中 嶋 康 博 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻教授

藤 井 千佐子 福岡大学経済学部非常勤講師

横 田 友 秩父市農業委員

埼玉県女性農業委員協議会会長

（臨時委員）

尾 畑 留美子 尾畑酒造（株）専務取締役

金 井 健 全国農業協同組合中央会常務理事

木 村 良 木徳神糧（株）取締役会長

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

見 目 信 樹 （株）日清製粉グループ本社常務取締役

日清製粉（株）取締役社長
 相 良 律 子 前栃木県農村女性会議会長
 栃木県女性農業士
 田 沼 千 秋 （株）グリーンハウス代表取締役
 社長
 （一社）日本フードサービス協会
 元会長
 津 田 廣 喜 （株）日本取引所グループ取締役
 会議長
 根 本 勝 則 （一社）日本経済団体連合会常務
 理事
 平 石 博 （有）グリーン代表取締役
 村 松 真貴子 食生活ジャーナリスト
 フードアクションニッポン応援団
 ◎部会長
 （平成28年3月31日現在）

2 米の需給に関する動向

(1) 国内需給（平成27/28年及び平成28/29年の需給見通し）

平成27年産米については、全国の作況が「平年並み」の100となり、水稻収穫量は799万tとなった。

このうち主食用等に744万tが仕向けられるものと見込まれた。

これを踏まえ、平成27/28年（平成27年7月～平成28年6月）及び平成28/29年（平成28年7月～平成29年6月）の需給については、平成27年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において次のとおり見通した。

表1 平成27/28年及び平成28/29年の主食用米等の需給見通し

○ 平成27/28年の主食用米等の需給見通し (単位：万トン)

平成27年6月末民間在庫量	A	226
平成27年産主食用米等生産量	B	744
平成27/28年主食用米等供給量計	C = A + B	970
平成27/28年主食用米等需要量	D	763
平成28年6月末民間在庫量	E = C - D	207

○ 平成28/29年の主食用米等の需給見通し (単位：万トン)

平成28年6月末民間在庫量	A	207	207
平成28年産主食用米等生産量	B	743	735
		(生産数量目標)	(自主的取組参考値)
平成28/29年主食用米等供給量計	C = A + B	950	942
平成28/29年主食用米等需要量	D	762	762
平成29年6月末民間在庫量	E = C - D	188	180

注：平成28/29年主食用米等需要量については、現時点で価格の状況を見通すことが困難であるため、価格の変動が生じた場合の需要量への影響は見込んでいない。

※ 平成28年産米の生産数量目標等の考え方
 【生産数量目標】
 主食用米の需要に応じた生産を推進する観点から、近年のトレンドとして需要が毎年概ね8万トン減少していることを勘案し、平成27年産米の生産数量目標751万トンから8万トンを控除した743万トンと設定。
 【自主的取組参考値】
 仮にこれだけ生産すれば、平成29年6月末の民間在庫量が近年では低次の水準となるものとして、735万トンと設定。

(2) 備蓄の運営

備蓄については、米穀の生産量の減少により、その

供給が不足する事態に備えるため、6月末時点での在庫量100万t程度を適正水準としている。

なお、備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行した。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

(3) 国産米の流通

平成26年産については、水稻収穫量844万tのうち、市場流通量（農家消費等を除く。）が611万tとなっている。

この中で、生産者から農協等（農協・全集連系業者）へのうち米の出荷数量（393t）のうち、全国出荷団体（全農・経済連、全集連）への販売委託数量については、294万tと25年産（300万t）と比べ6万t減少している。

また、農協等（農協・全集連系業者）の直販数量は99万tとなっており、25年産（96万t）に比べ3万t増加している。

なお、生産者の直販数量については、25年産と比べ13万t減少している。

表2 米の流通の状況（16～26年産米）（推計）

【生産段階】										【卸・販売段階】											
年産	生産量			出荷・販売			農家消費等			その他			加工用米等			もち米			雑穀		
	千t	千ha	千t	千t	千ha	千t	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	
16	872	100.0	636	72.9	180	20.0	56	6.4	12	1.4	27	3.1	17	1.9							
17	906	100.0	653	72.1	183	20.2	62	6.8	13	1.4	31	3.4	18	2.0							
18	855	100.0	631	73.8	165	19.3	59	6.9	15	1.8	27	3.2	17	2.0							
19	871	100.0	632	72.6	174	20.0	65	7.5	17	2.0	31	3.4	17	2.0							
20	882	100.0	636	72.1	172	19.5	64	7.3	16	1.8	30	3.4	18	2.0							
21	847	100.0	624	73.7	161	19.0	62	7.3	16	1.9	29	3.4	17	2.0							
22	848	100.0	594	70.0	174	20.5	71	8.3	22	2.6	32	3.6	17	2.0							
23	840	100.0	604	71.9	170	20.2	66	7.9	16	2.0	33	3.6	17	2.0							
24	852	100.0	616	72.3	167	19.5	69	8.1	19	2.2	33	3.6	17	2.0							
25	860	100.0	626	72.8	165	19.2	69	8.0	21	2.4	31	3.6	17	2.0							
26	844	100.0	611	72.4	160	18.9	73	8.7	27	3.2	30	3.5	17	2.0							

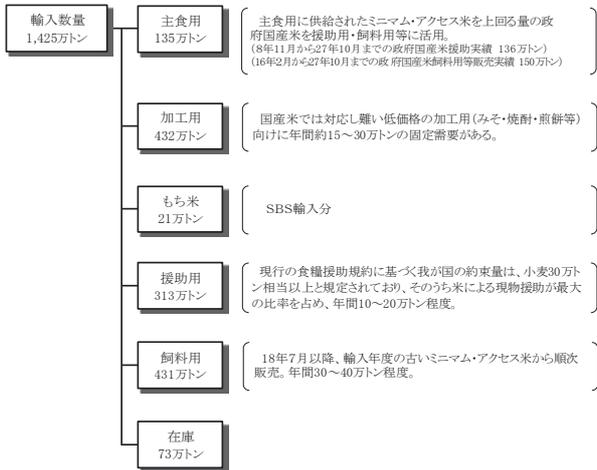
年産	出荷・販売		農協		販売委託		直販		全農連業者		販売委託		直販		生産者直接販売等	
	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha	千t	千ha
16	636	72.9	390	44.7	350	40.1	40	4.6	20	2.3	7	0.8	12	1.4	226	25.9
17	653	72.1	405	44.7	352	39.9	53	5.8	22	2.4	8	0.9	13	1.4	226	24.9
18	631	73.8	384	44.9	320	37.4	64	7.5	21	2.5	9	1.1	13	1.5	227	26.3
19	632	72.6	378	43.4	308	35.4	70	8.0	21	2.4	9	1.0	13	1.5	232	26.6
20	636	72.1	390	44.2	303	34.4	87	9.9	21	2.4	8	0.9	14	1.6	224	25.4
21	624	71.7	372	43.9	294	34.7	78	9.2	22	2.6	7	0.8	15	1.6	230	27.2
22	594	70.0	369	43.3	285	33.0	84	9.9	21	2.5	6	0.7	15	1.6	203	24.0
23	604	71.9	351	41.8	259	30.8	92	11.0	21	2.5	6	0.8	15	1.6	232	27.6
24	616	72.3	352	41.3	273	32.1	79	9.3	21	2.4	6	0.7	15	1.6	243	28.6
25	626	72.8	373	43.4	293	34.0	81	9.4	22	2.6	7	0.8	15	1.6	231	26.8
26	611	72.4	369	43.7	285	33.8	84	10.0	24	2.8	9	1.0	15	1.6	218	25.9

(4) 外国産米

ミニマム・アクセス米については、国家貿易の下、基本的に政府が買入れ、加工用を中心に販売し、販売残については、食糧援助用や飼料用に活用している。

ミニマム・アクセス米の在庫は導入後徐々に増加し、平成18年10月末には189万tに達したが、同年から飼料用への販売を開始したため、平成27年10月末で73万tとなっている。

ミニマム・アクセス米の販売状況
(平成7年4月～平成27年10月末)



3 平成27年産米をめぐる状況

(1) 平成27年産米の需給調整の取り組み状況

平成25年12月にとりまとめられた「農林水産省・地域の活力創造プラン」に基づき、

① 水田活用の直接支払交付金を充実し、26年産から導入の数量払いなど飼料用米等のインセンティブを

高めるとともに

② 産地交付金を充実し、地域の創意工夫を活かした産地づくりを進めるほか

③ 国による、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供

等を行うことにより、平成30年産を目処に、農業者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境整備を推進した。

この結果、平成27年米については、飼料用米・稲発酵粗飼料用米（WCS用米）等の新規需要米の作付けが増加し、主食用米の作付面積は140万6千haとなり、生産数量目標141.9万haを1.3万ha下回り、超過作付は生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消された。

表3 全国の生産数量目標、主食用米生産量等の推移（平成16年産～27年産）

年産	生産数量目標 (自主的取組参考値)	主食用米生産量	超過数量	①を面積換算したもの	主食用米作付面積	超過作付面積 (自主的取組参考値)	作況指数
	① 万t	② 万t	②-① 万t	③ 万t	④ 万t	④-③ 万t	⑤
16	857	860	2	163.3	165.8	2.5	98
17	851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18	833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20	815	865	50	154.2	159.6	5.4	102
21	815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	813	824	11	153.9	158.0	4.1	98
23	795	814	19	150.4	152.6	2.2	101
24	793	821	28	150.0	152.4	2.4	102
25	791	818	27	149.5	152.2	2.7	102
26	765	788	23	144.6	147.4	2.8	101
27	751 (739)	744	▲7	141.9 (139.7)	140.6	▲1.3 (0.9)	100

注1: ②の主食用米生産量(23年産以前)は、統計部公表の本邦産米から加工用米等の出荷実績数を除いた数値。
 注2: ①の主食用米作付面積(23年産以前)は、統計部公表の本邦作付面積から加工用米等の作付面積を控除した数値。
 注3: ②、④及び⑤の24年産以降の数値は、それぞれ統計部公表の12月の収穫量(主食用)、主食用作付面積及び作況指数。
 注4: ラウンドの関係で内容が一致しない場合がある。
 注5: 27年産から、生産数量目標と併せ、自主的取組参考値を示すことになったため、これを併記している。

表4 平成26、27年産の新規需要米の用途別作付面積

用途区分	平成26年産	平成27年産
	(ha)	(ha)
米粉用米	3,401	4,245
飼料用米	33,881	79,766
WCS用米 (稲発酵粗飼料用米)	30,929	38,226
バイオエタノール用米	384	
輸出用米	1,092	1,547
酒造用米	859	1,387
その他 (わら専用米、青刈り用米等)	527	283
合計	71,073	125,454

注1: 「酒造用米」は「需要に応じた米生産の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の外枠で生産された玄米を指す。
 注2: ラウンドの関係で合計と内容が一致しない場合がある。

(2) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施状況

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要

に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用などの他用途への販売を行う取組等を支援した。

27年度では、17道県の18事業者において事業が活用された。

(3) 生産製造連携事業計画の認定状況

新用途米穀（米粉用米・飼料用米）の生産者は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、新用途米穀加工品（米粉・飼料）の製造事業者等と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図るための計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

この制度により、平成27年度までに56件の生産製造連携事業計画が認定されている。

4 平成28年産米の生産数量目標の決定

(1) 平成28年産米の生産数量目標等

平成27年産米の10月15日現在の作況指数が「100」と見込まれている中で、平成28年産米における全国の生産数量目標は、主食用米の需要に応じた生産を推進する観点から、近年のトレンドとして需要が毎年概ね8万トン減少していることを勘案し、平成27年産米の生産数量目標751万トンから8万を控除した743万トンと設定した。

また、平成28年産米における全国の自主的取組参考値は、生産数量目標の設定に併せ、仮にこれだけ生産すれば、平成29年6月末の民間在庫量が近年では低位の水準となるものとして、735万トンと設定した。

(2) 平成28年産米の都道府県別の生産数量目標等

都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値は、平成26年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針に基づき、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、平成28年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより設定した。

表5 平成28年産米の都道府県別の生産数量目標等

都道府県	27年産生産数量目標のシェア(注1)	28年産生産数量目標		28年産自主的取組参考値	
		100%	面積換算値	面積換算値	面積換算値
全国計		743万トン	140万ha	735万トン	139万ha
北海道	547,330 / 7,510,000	541,500ト	100,464ha	535,669ト	99,382ha
青森	242,460 / 7,510,000	239,877ト	41,075ha	237,294ト	40,633ha
岩手	271,210 / 7,510,000	268,321ト	50,342ha	265,432ト	49,800ha
宮城	348,620 / 7,510,000	344,906ト	65,077ha	341,193ト	64,376ha
秋田	417,540 / 7,510,000	413,092ト	72,093ha	408,644ト	71,317ha
山形	344,500 / 7,510,000	340,830ト	57,282ha	337,160ト	56,666ha
福島	339,550 / 7,510,000	335,933ト	61,980ha	332,316ト	61,313ha
茨城	337,370 / 7,510,000	333,776ト	63,698ha	330,182ト	63,012ha
栃木	298,690 / 7,510,000	295,508ト	54,724ha	292,326ト	54,134ha
群馬	75,670 / 7,510,000	74,864ト	15,155ha	74,058ト	14,991ha
埼玉	151,270 / 7,510,000	149,659ト	30,543ha	148,047ト	30,214ha
千葉	246,490 / 7,510,000	243,864ト	45,582ha	241,239ト	45,091ha
東京	770 / 7,510,000	762ト	185ha	754ト	183ha
神奈川	14,400 / 7,510,000	14,247ト	2,890ha	14,093ト	2,859ha
新潟	521,290 / 7,510,000	515,737ト	95,507ha	510,184ト	94,479ha
富山	185,650 / 7,510,000	183,672ト	34,203ha	181,695ト	33,835ha
石川	123,630 / 7,510,000	122,313ト	23,567ha	120,996ト	23,313ha
福井	125,460 / 7,510,000	124,124ト	23,916ha	122,787ト	23,658ha
山梨	27,430 / 7,510,000	27,138ト	4,961ha	26,846ト	4,908ha
長野	194,000 / 7,510,000	191,933ト	30,907ha	189,867ト	30,574ha
岐阜	111,270 / 7,510,000	110,085ト	22,558ha	108,899ト	22,315ha
静岡	82,920 / 7,510,000	82,037ト	15,426ha	81,153ト	15,576ha
愛知	134,970 / 7,510,000	133,532ト	26,338ha	132,094ト	26,054ha
三重	143,510 / 7,510,000	141,981ト	28,396ha	140,453ト	28,091ha
滋賀	160,450 / 7,510,000	158,741ト	30,645ha	157,032ト	30,315ha
京都	75,930 / 7,510,000	75,121ト	14,701ha	74,312ト	14,542ha
大阪	26,220 / 7,510,000	25,941ト	5,241ha	25,661ト	5,184ha
兵庫	180,440 / 7,510,000	178,518ト	35,420ha	176,596ト	35,039ha
奈良	41,690 / 7,510,000	41,246ト	8,040ha	40,802ト	7,954ha
和歌山	34,850 / 7,510,000	34,478ト	6,965ha	34,108ト	6,891ha
鳥取	66,110 / 7,510,000	65,406ト	12,725ha	64,702ト	12,588ha
徳島	90,900 / 7,510,000	89,041ト	17,493ha	88,083ト	17,305ha
岡山	158,550 / 7,510,000	156,861ト	29,821ha	155,172ト	29,500ha
広島	129,970 / 7,510,000	128,585ト	24,586ha	127,201ト	24,321ha
山口	108,760 / 7,510,000	107,601ト	21,349ha	106,443ト	21,120ha
徳島	58,540 / 7,510,000	57,916ト	12,219ha	57,293ト	12,087ha
香川	70,240 / 7,510,000	69,492ト	13,926ha	68,744ト	13,776ha
愛媛	73,920 / 7,510,000	73,133ト	14,685ha	72,345ト	14,527ha
高知	50,070 / 7,510,000	49,537ト	10,769ha	49,003ト	10,638ha
福岡	182,470 / 7,510,000	180,526ト	36,178ha	178,582ト	35,788ha
佐賀	138,420 / 7,510,000	136,945ト	26,386ha	135,471ト	26,102ha
長崎	62,850 / 7,510,000	62,180ト	12,981ha	61,511ト	12,842ha
熊本	189,310 / 7,510,000	187,293ト	36,368ha	185,277ト	35,976ha
大分	117,690 / 7,510,000	116,436ト	23,148ha	115,183ト	22,899ha
宮崎	93,600 / 7,510,000	92,603ト	18,632ha	91,606ト	18,432ha
鹿児島	111,070 / 7,510,000	109,887ト	22,751ha	108,704ト	22,506ha
沖縄	2,860 / 7,510,000	2,830ト	916ha	2,799ト	906ha

注1：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成26年11月）において、平成27年産米の都道府県別のシェアを固定し、当該シェアで按分して平成28年産米の都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値とする旨を公表済み。
注2：端数処理の結果、合計値は一致しない。

5 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

表6 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数
(平成28年3月末日現在)

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	2,759	滋賀	912
青森	663	京都	1,923
岩手	1,246	大阪	6,351
宮城	1,502	兵庫	4,126
秋田	946	奈良	1,118
山形	1,097	和歌山	945
福島	1,858	鳥取	188
茨城	1,608	島根	520
栃木	1,145	岡山	882
群馬	1,163	広島	1,832
埼玉	2,731	山口	755
千葉	2,896	徳島	706
東京	6,374	香川	637
神奈川	3,308	愛媛	768
新潟	2,428	高知	463
富山	537	福岡	2,049
石川	882	佐賀	310
福井	638	長崎	1,183
山梨	836	熊本	1,002
長野	1,394	大分	712
岐阜	933	宮崎	558
静岡	1,803	鹿児島	851
愛知	2,572	沖縄	402
三重	824	計	71,336

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

6 米の消費拡大

平成27年度における米の消費拡大については、食品産業等と連携し、我が国で100%自給可能な米を中心とした日本型食生活の実践を推進し、新たなビジネスの展開、創出を通じた消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

- ① 主食用米の消費の約3分の1(約250万トン)を占め、その割合が増加している中食・外食等で使用される業務用米の安定取引の推進の取組を実施。
- ② 新たな米需要の創出のため新たな技術やノウハウを活用した米の新商品・サービスの開発・提供に向けた取組に対する支援を実施。
- ③ 米の新用途として期待される米粉について、行政、原料米生産者団体、米粉・米粉商品製造メーカー等が一体となって消費拡大に向けた取組を推進。

7 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校を対象に実施されており、パン又は米飯とミルク及びおかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかず等を供する「補食給

食」、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成26年5月現在における学校給食の実施状況は、表7のとおりである。

表7 学校給食実施状況

区分	学校数 校	児童・生徒数 千人
完全給食	30,057	9,332
補食給食	245	27
ミルク給食	719	238
計	31,021	9,597
未実施	1,685	752
総計	32,706	10,349

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承していくだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行った。

平成27年度においては、学校給食用に備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進した。

なお、米飯学校給食の実施状況は、平成26年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の100%(昭和51年5月36.2%)
- ② 対象児童・生徒数の比率は、100%(昭和51年5月30.3%)
- ③ 週平均実施回数3.4回(昭和51年5月0.6回)
- ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の95.8%(昭和51年5月7.0%)

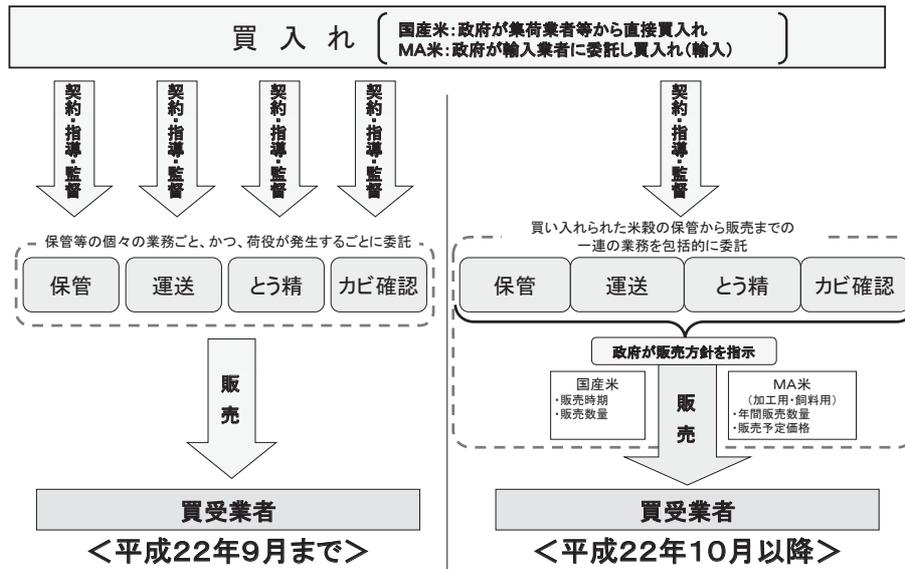
となり、着実に普及している。

8 政府所有米穀の販売等業務の概要

平成22年10月から、政府所有米穀の販売・保管・運送業務について、米穀の販売等の経験がある複数の民間事業者を競争により選定し、従来個別に民間委託していた販売・保管・運送等の一連の業務を包括的に委託する方式に移行した。

国は、販売等に関する基本的な方針(用途、販売数量等)を定めるとともに、品質管理等の実施状況について指導・監督を行っている(参考1)。

参考1 政府所有米穀の売買・管理業務



第4節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 輸入小麦の政府売渡価格

(1) 輸入小麦の政府売渡価格の算定方法

輸入小麦の政府売渡価格は、過去の一定期間における輸入価格の平均値に、マークアップを上乗せした価格で売り渡す相場連動制となっている。その価格改定ルールは、

- ア 現在年2回の価格改定（4月期、10月期）、
- イ 平均買付価格の算定期間は直近6か月間となっている。

(2) 平成27年10月期、28年4月期の政府売渡価格

27年10月期の政府売渡価格は、価格改定ルールに基づき、直近6か月間（平成27年3月第1週～平成27年9月第1週）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で5.7%の引下げとなった。

また、28年4月期の政府売渡価格は、直近6か月間（平成27年9月第2週～平成28年3月第1週）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で7.1%の引下げとなった（参考2）。

参考2 輸入小麦の政府売渡価格

	(単位:円/トン(税込み))					
	25年 10月～	26年 4月～	26年 10月～	27年 4月～	27年 10月～	28年 4月～
5銘柄加重平均価格 (対前期比改定率)	57,260 (+4.1%)	58,590 (+2.3%)	58,330 (▲0.4%)	60,070 (+3.0%)	56,640 (▲5.7%)	52,610 (▲7.1%)

(3) 小麦粉価格への影響

27年10月期の政府売渡価格の改定を受けて、大手製粉各社は1月中旬以降の出荷分について▲15～▲130円/25kgの小麦粉価格の改定を実施した。また、28年4月期の政府売渡価格の改定を受けて、大手製粉各社は7月中旬以降の出荷分について▲100～▲115円/25kgの小麦粉価格の改定を実施した。

(4) 麦関係収支の動向

26年度は、輸入麦の売買により772億円の売買差益が徴収され、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第130条の規定に基づき、国内産麦の生産振興費の財源の一部として農業経営安定勘定に繰り入れられた。一方、26年産の国内産麦の生産量は、北海道、九州等において、天候に恵まれ作柄がよく、単収が増加したこと等から25年産と比較して増加し、生産振興費の支出は974億円となった。

2 即時販売方式及び食糧麦備蓄対策事業の導入

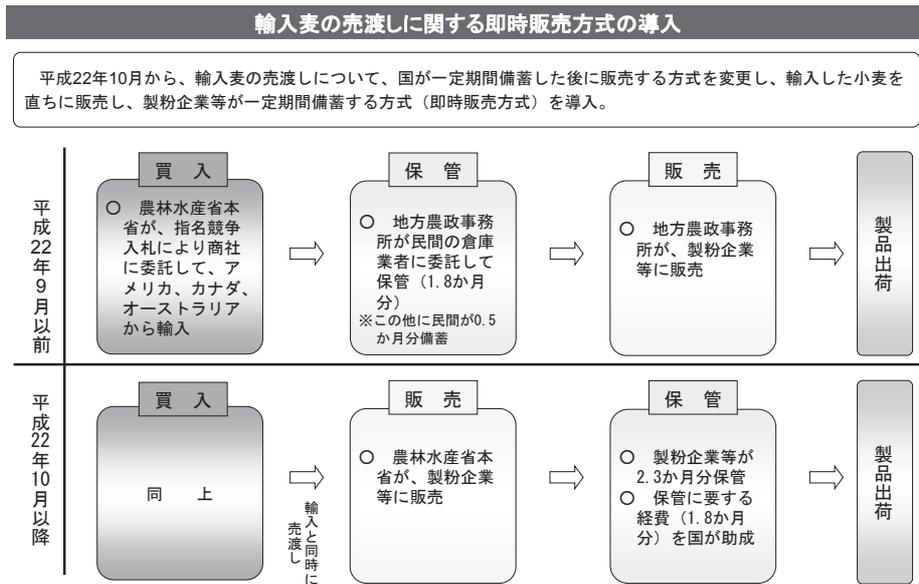
(1) 即時販売方式

平成22年10月から輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入した（参考3）。

(2) 食糧麦備蓄対策事業

ア 即時販売方式の導入により、平成22年9月まで国が保有していた1.8か月分の食糧用小麦の備蓄については、平成22年10月から民間備蓄に移行し、製粉

参考3 即時販売方式のスキーム



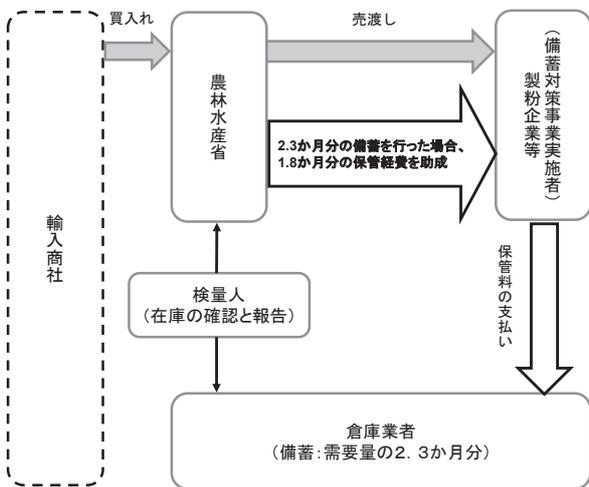
企業等が保有していた備蓄（0.5か月分）と一体化した。

- イ 国は、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合に、1.8か月分の保管経費を助成する（参考4）。
- ウ 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。

的に輸入することを基本として策定することとしている。

- また、平成28年度の麦の需給に関する見通しは、28年3月に食料・農業・農村政策審議会食糧部会の審議を踏まえ、以下のとおり決定、公表したところである。
- ア 総需要量

参考4 食糧麦備蓄対策事業の助成のスキーム



28年度の総需要量は、過去5か年（平成23年度から平成27年度まで）の平均総需要量である、小麦572万t、大・はだか麦33万tと見込んだ。

- イ 国内産麦流通量
- 28年度の国内産麦流通量は、平成28年産麦の作付予定面積に10a当たりの平均収量を乗じ、さらに食糧用供給割合を乗じて得た平成28年産麦の供給量に、年度内供給比率を乗じ、さらに平成27年産麦の在庫量を加え、小麦82万t、大・はだか麦10万tと見込んだ。
- ウ 外国産麦の需要量

28年度の外国産麦の需要量は、総需要量から国内産麦流通量（小麦にあっては、国内産麦流通量及び米粉用国内産米流通量）を差し引き、小麦488万t、大・はだか麦22万tと見込んだ。

エ 外国産小麦備蓄目標数量

現在、不測の事態に備え、国全体で外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分の備蓄を行っている。

28年度の備蓄目標は、94万tとした。

なお、民間の実需者が2.3か月分を備蓄する場合、そのうち1.8か月分については、国が保管料を助成することとしている。

3 麦類の需給

(1) 麦の需給に関する見通し（需給計画）

麦の需給に関する見通し（食糧用麦の需給計画）は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画

オ 外国産麦輸入量

28年度の外国産食糧用小麦の輸入量は、外国産食糧用小麦の需要量に備蓄数量の増減分を加えた488万tと見込んだ。また、大・はだか麦については、外国産食糧用大・はだか麦の需要量と同量の22万tと見込んだ。

(2) 外国産麦類需給実績

27年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 輸入量

外国産麦の輸入量は、小麦492万9千t、大・はだか麦23万2千tとなり、当初計画に比べ、小麦は3万6千t増加し、大・はだか麦は1万2千t増加した。

イ 需要量

(ア) 外国産小麦の需要量は、主食用（製粉用）は484万5千t、固有用途用（しょう油用等）は8万4千tとなり、当初計画に比べ、主食用は3万4千t増加、固有用途用は2千t増加し、合計で492万9千tとなった。

(イ) 外国産大・はだか麦の需要量は、主食用（精麦用）は15万5千t、固有用途用（麦茶用、ビール用）は7万7千tとなり、当初計画に比べ、主食用は増減は無く、固有用途用は1万2千t増加し、合計で23万2千tとなった。

ウ 期末在庫量

平成22年10月から即時販売方式を導入したため、政府の外国産小麦の期末在庫量は、0千tとなった。

4 国内産麦の民間流通

(1) 平成27年産麦

平成27年産麦の民間流通数量は、小麦94万6千t、小粒大麦4万6千t、大粒大麦4万7千t、はだか麦1万tとなっている。

(2) 平成28年産麦

ア 基本事項の決定等

平成28年産麦の民間流通の仕組みについては、平成27年5月18日に「第36回民間流通連絡協議会」が開催され、協議・決定された。

平成28年産の入札価格の値幅制限については、小麦、大麦及びはだか麦で±10%となり、前年産と同様となった。

また、平成28年産麦の播種前契約の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成27年8月26日に開催された「第37回民間流通連絡協議会」において

提示された。（表8）

表8 平成28年産麦の販売予定数量及び購入希望数量
(単位：千t)

麦種	販売予定数量	購入希望数量
小麦	820	834
小粒大麦	47	52
大粒大麦	53	79
はだか麦	13	14
計	933	979

イ 平成28年産麦の入札の実施

平成28年産麦の入札は、（一社）全国米麦改良協会を実施主体として、平成27年9月15日に第1回、9月29日に第2回、10月20日に再入札が実施された。

平成28年産小麦の落札加重平均価格については、前年産に比べ108.8%となった。その他の麦種については、小粒大麦は前年産並、大粒大麦は前年産に比べ104.6%、はだか麦は前年産に比べ97.5%となった。（表9-1及び2）

表9-1 平成28年産麦入札結果の概要

○ 指標価格（全銘柄落札加重平均価格）

(単位：円/t (税込み))

麦種	27年産	28年産	対前年産比 (%)
小麦	49,770	54,164	108.8
小粒大麦	47,595	47,565	99.9
大粒大麦	45,740	47,827	104.6
はだか麦	47,712	46,547	97.5

注：小麦の実際の取引価格は、基準となる落札価格に輸入麦の政府売渡価格の改定による変動率を乗じて確定する。

○ 麦種別の落札状況

(単位：t)

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	213,360	12,210	7,450	2,740
落札数量	201,140	12,090	6,600	2,520
落札率	94.3%	99.0%	88.6%	92.0%

表9-2 平成28年産麦入札の指標価格の動向
(単位：銘柄数)

麦種	基準価格対比			
	上回る	同価格	下回る	計
小麦	15	0	9	24
小粒大麦	3	6	2	11
大粒大麦	5	0	0	5
はだか麦	1	0	2	3

5 外国産麦類の販売実績

(1) 外国産小麦（製粉用）の販売実績

平成27年度の製粉用の販売量は、484万5千tと前年度に比べ、31万tの減少となった。

種類別の内訳（シェア）は、ソフト系（薄力系）145万3千t（内SBS3万5千t）（30.0%）、セミハード系（準強力系）79万t（16.3%）、ハード系（強力系）260万2千t（内SBS30万7千t）（53.7%）となった。

また、産地国別の内訳（シェア）は、アメリカ産225万t（46.4%）（WW68万2千t、SH79万t、DNS77万5千t、その他3千t（内SBS3千t））、カナダ産173万8千t（35.9%）（CW151万9千t、DRM21万9千t（内SBS21万9千t））、オーストラリア産82万1千t（16.9%）（ASW73万7千t、PH8万4千t（内SBS8万4千t））、その他3万6千t（0.1%）（内SBS3万6千t）となった。

(2) 外国産小麦（固有用途用）の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として8万4千tと前年度に比べ6千tの減少となった。

(3) 外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、15万5千t（全てSBS）と前年度に比べ1万6千tの減少となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として7万7千t（全てSBS）と前年度に比べ3千tの増加となった。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っている。平成11年4月には、輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、ミニマム・アクセス数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切換えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸入状況

平成27年における米穀の輸入数量（通関統計ベース（暦年））は69万tであった。国別内訳は、アメリカ32万t、タイ29万9千t、中国5万5千t、オーストラリア1万3千t、その他1千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

2015/16年度の生産量は、中国で単収上昇により増加するものの、タイでは大規模な干ばつの発生により収穫面積が減少するとともに単収が低下、インドではモンスーン到来の遅れに伴う雨不足で収穫面積が低下したこと等から、世界全体の生産量は前年度より6.4百万トン減少（▲1.3%）し、472.2百万トンとなった。

2015/16年度の貿易量（輸出量）は、パキスタン、米国等で増加したものの、インド、ベトナム等で減少したことから、世界全体で前年度より減少（▲7.3%）し、40.4百万トンとなった。

イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員会公表価格のタイ国産うち精米長粒種（100%2等相当）のFOB価格（輸出価格）は、2015年1月以降、前年から引き続きタイの政府在庫放出から、6月には380ドル/トン台まで値を下げた。タイの干ばつによる供給不足懸念から、7月半ばには410ドル/トン前後まで値を上げたものの、その後のタイの更なる政府在庫放出から9月下旬には360ドル/トン前後まで値を下げた。10月以降、フィリピン、インドネシアの輸入見込みから一時380ドル/トン台まで値を上げたものの、11月下旬以降、インドでの収穫の進展等から値を下げ、12月末には360ドル/トン台半ばとなった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸入状況

ア 小麦

平成27年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、553万1千tで、このうち食糧用の輸入量は521万8千t、飼料用は31万2千tであった。国別で見ると、米国279万1千t、カナダ161万7千t、オーストラリア90万2千t、その他22万tとなっている。

イ 大麦

平成27年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、111万1千tで、このうち食糧用の輸入量は23万2千t、飼料用は87万9千tであった。国別で見ると、オーストラリア21万5千t、カナダ15万2千t、米国6万1千t、その他68万3千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

2015/16年度の世界全体の生産量は、史上最高であった2014/2015年度の数値を更新し、735.5百万トンとなる見込みである。インド等での降雨による単収・品質の低下、カナダでの乾燥等の影響による減少があったものの、EU、中国は、天候に恵まれ生産が増加した。

輸出量は、米国は世界的に供給が増加したことやドル高を背景に減少し、インド等でも減少するものの、ウクライナ、アルゼンチン等では現地通貨安等を背景に増加したことから、世界全体では前年度より増加（+5.1%）し、172.8百万tとなる見込みである。

(イ) 価格動向（すべて1ブッシェルあたり単価）

小麦の国際価格（シカゴ相場）については、2007年以降、期末在庫量の低下やオーストラリアの2年連続の干ばつ、輸出国による輸出規制等の要因により上昇を続け、2008年3月には12ドル台後半に達した。その後、世界的な小麦の豊作及び景気の悪化などの影響で値下がりし、2009年は4ドル～5ドル台で推移したが、2010年に、ロシアやウクライナ等の黒海沿岸地域における記録的な干ばつと、それに伴うロシアの穀物輸出禁止措置等により急騰し、8月には一時8ドル台を記録した。2011年は、とうもろこしの需給逼迫による価格の上昇と、世界経済の減速懸念及び米国の期末在庫量の増加見込みによる価格の下落を繰り返

し、7ドル前後で推移した。2012年は6ドル台で推移していたが、6月半ば以降、米国産とうもろこしの急騰に追随したことに加え、旧ソ連諸国の減産見込みもあって高騰し、8ドル台半ばで推移した。2013年は7ドル前後に値を下げ、6月以降は6ドル台半ばで推移した。9月中旬以降、米国産の旺盛な飼料用需要等から一時値を上げたものの、10月中旬以降、再び6ドル前後まで下落した。2014年は、2月中旬から5月にかけて、米国産冬小麦の乾燥・凍害による作柄悪化懸念や、ウクライナ情勢悪化等により7ドル台前半まで上昇したが、その後、世界的に豊富な供給量等を背景に5ドル前後まで値を下げた。10月以降、米国、黒海沿岸での寒波による生育懸念やロシアの輸出規制導入懸念等により6ドル台前半まで値を戻した。2015年は、米国産春小麦の作付進展等から4ドル後半まで値を下げたものの、5月以降は多雨による米国産冬小麦の作柄悪化懸念等から6ドル近くまで値を上げた。7月以降、世界全体の潤沢な供給量等を背景に、黒海沿岸地域や豪州での乾燥懸念、米国産冬小麦の作柄状況等を要因に変動し、再び4ドル後半まで値を下げた。

イ 大麦

2015/16年度の世界全体の生産量は、豊作だった前年に比べロシア等で減少したものの、トルコ、アルゼンチン等で増加し、カナダでも収穫面積の増加等で生産量が増加したことから、世界全体では前年度より増加（+4.9%）し、148.7百万tとなる見込みである。

輸出量は、アルゼンチン等で増加したものの、ロシア、EU等で減少したことから世界全体では前年度より減少（▲8.7%）し、27.5百万tとなる見込みである。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成27年度においては、アフリカを中心とし、KR食糧援助等として、19カ国に対し約8.9万tの食糧援助を行った。

第6節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

平成12年度まで食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）について、農産物検査の実施主体を民間の登録検査機関による検査へ移行することとなり、平成13年4月から5年間の移行期間を経て、平成18年4月から検査は全て民間の登録検査機関により実施されているところである。

(1) 登録検査機関の登録状況

登録検査機関の登録状況は、平成27年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,619機関、外国産農産物で4機関、成分検査で11機関が登録され、国内産農産物で17,511人の農産物検査員が登録されているところである。

(2) 登録検査機関による検査

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の維持・向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局等において、登録検査機関に対する指導・監督を実施している。

ア 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関に対して、巡回立入調査等を実施している。

イ 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の指導的農産物検査員を対象とした程度統一会を開催し、検査技術の指導、検査格付けの「鑑定眼」の統一を図っている。

2 国内産農産物の検査

産地品種銘柄に係る農産物検査は、出回りが少量の品種についても設定できる仕組みの構築、農産物検査員の負担の軽減等の要望を踏まえ平成21年産より産地品種銘柄を必須銘柄（すべての登録検査機関が検査義務を負う銘柄）と選択銘柄（登録検査機関が検査を行う銘柄を選択する銘柄）に区分する産地品種銘柄の選択制を導入した。

(1) 米の検査

ア 検査の実績

27年産米の平成28年3月末日現在の種類別検査実績は、表15のとおりであり、水稲うるち玄米の地域別の検査実績は表16のとおりである。

水稲うるち玄米の検査数量は451万8千tで、26年産に比べて36万2千t（26年産同期488万0千t）減少した。

表10 平成27年産米種類別検査実績（平成28年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)						
		特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外	
玄 米	合 計	5,192,044	0.0	0.4	81.8	14.6	1.8	1.3
	水稲うるち	4,517,769	-	-	82.4	14.5	1.7	1.4
	水稲もち	215,163	-	-	50.6	41.7	5.3	2.4
	醸造用	106,571	1.0	19.5	58.1	13.9	5.1	2.5
	陸稲うるち	-	-	-	-	-	-	-
	陸稲もち	43	-	-	5.1	29.8	45.2	19.8
飼料用	352,499	-	-	100.0 (合格)	-	-	0.0	
も み	合 計	112,546	-	-	99.9	-	-	0.1
	普通	10,198	-	-	99.2	-	-	0.8
	種子	38,305	-	-	100.0	-	-	-
	飼料用	64,042	-	-	100.0	-	-	0.0
精 米 合 計	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表11 平成27年産水稲うるち玄米地域別検査実績（平成28年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	506,866	92.8	3.0	0.6	3.5
東北	1,498,720	91.5	6.8	0.8	0.9
関東	753,621	86.9	11.4	1.1	0.5
北陸	745,404	83.5	12.3	2.7	1.5
東海	162,524	54.6	40.1	4.4	0.9
近畿	192,313	71.4	24.7	3.4	0.5
中国四国	323,878	61.8	34.6	2.9	0.7
九州	332,706	53.8	40.3	3.0	2.9
沖縄	1,736	49.0	22.3	22.0	6.7
合 計	4,517,769	82.4	14.5	1.7	1.4

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ 品質概況

27年産水稲うるち玄米の1等比率は82.4%（26年産同期81.2%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は充実不足と心白・腹白によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

- (ア) 北海道の1等比率は92.8%（83.4%）となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足と充実不足によるものである。
- (イ) 東北の1等比率は91.5%（91.6%）となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多と充実不足によるものである。
- (ウ) 関東の1等比率は86.9%（92.7%）となった。2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多と心白・腹白によるものである。
- (エ) 北陸の1等比率は83.5%（78.7%）となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足と心白・腹白によるものである。
- (オ) 東海の1等比率は54.6%（53.0%）となった。2等以下の主な格付理由は、充実不足と心白・腹白によるものである。
- (カ) 近畿の1等比率は71.4%（58.5%）となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足と心白・腹白によるものである。
- (キ) 中国四国の1等比率は61.8%（63.1%）となった。2等以下の主な格付理由は、充実不足と整粒不足によるものである。
- (ク) 九州の1等比率は53.8%（51.7%）となった。2等以下の主な格付理由は、充実不足と整粒不足によるものである。
- (ケ) 沖縄の1等比率は49.0%（47.7%）となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足とカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

ウ 産地品種銘柄の概況

27年産水稲うるち玄米の品種別検査実績は、表17のとおりである。

27年産水稲うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、必須銘柄260銘柄、選択銘柄445銘柄である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、145万6千t（26年産同期155万1千t）で32%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ななつぼし、ヒノヒカリ、はえぬき、まっしぐらの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の75%（26年産同期74%）となった。

表12 平成27年産水稲うるち玄米品種別検査数量（平成28年3月末日現在）

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,456,153	32.2
2	ひとめぼれ	462,443	10.2
3	あきたこまち	428,533	9.5
4	ななつぼし	230,566	5.1
5	ヒノヒカリ	202,748	4.5
6	はえぬき	180,300	4.0
7	まっしぐら	136,010	3.0
8	ゆめぴりか	102,736	2.3
9	こしいぶき	93,463	2.1
10	きらら397	78,191	1.7
上位10品種の合計		3,371,144	74.6
水稲うるち玄米総合計		4,517,769	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

(2) 麦の検査

ア 検査実績

27年産麦の検査実績は、表18のとおりである。

検査数量の合計は、123万6千tで、26年産（107万5千t）と比較すると161千t増加した。

表13 平成27年産麦類検査成績（最終）

種類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	等外上	規格外
普通小麦	1,052,408	88.3	4.9	-	6.9
普通小粒大麦	50,995	76.6	14.1	-	9.3
普通大粒大麦	60,132	74.7	4.9	-	20.4
普通はだか麦	11,341	82.3	12.5	-	5.1
ビール大麦	52,408	0.4	99.0	0.7	-
種子用麦	8,479	100.0 (合格)	-	-	-
合計	1,235,762				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は88.3%（26年産84.4%。以下同じ）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は76.6%（73.9%）となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は74.7%（82.3%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は82.3%（84.1%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率（1等+2等）は99.4%（97.3%）となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の27年度検査結果は次のとおりである。

〔品目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大豆	（北海道ほか1都2府41県）	222,047
一般小豆	（北海道ほか1府）	39,111
普通いんげん	（北海道）	5,068
普通そば	（北海道ほか1府41県）	30,765
かんしょでん粉	（鹿児島県）	24,368

イ 品質概況

(ア) 普通大豆の1等比率は28.6%となった。

(イ) 一般小豆の1等比率は1.1%となった。

(ウ) 普通いんげんは全量2等となった。

(エ) 普通そばの1等比率は68.1%となった。

(オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

27年度における外国産農産物の検査数量は次のとおりである。

米穀

(1) 米穀

産地	計			国別比率 (%)
	玄米	精米	砕精米	
アメリカ	414	332,645	2,843	335,902 (50.4)
タイ	-	276,521	3,236	279,757 (41.9)
中国	80	37,076	601	37,757 (5.7)
オーストラリア	130	12,666	-	12,796 (1.9)
パキスタン	-	469	-	469 (0.1)
ミャンマー	-	-	150	150 (0.0)
イタリア	-	68	-	68 (0.0)
インド	-	36	-	36 (0.0)
計	625	659,480	6,830	666,935 (100.0)
形態別比率	(0.1)	(98.9)	(1.0)	(100.0)

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

小麦

(2) 小麦

産地	計		国別比率 (%)
	食糧用	飼料用	
アメリカ	2,271	-	2,271 (46.4)
カナダ	1,768	-	1,768 (36.1)
オーストラリア	845	-	845 (17.3)
フランス	9	-	9 (0.2)
計	4,894	-	4,894 (100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

大麦・はだか麦

(3) 大麦・はだか麦

産地	計		国別比率 (%)
	食糧用	飼料用	
オーストラリア	166	-	166 (76.5)
カナダ	47	-	47 (21.7)
アメリカ	4	-	4 (1.8)
計	217	-	217 (100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

4 成分検査

成分検査（任意検査）は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成27年度の成分検査の実施件数は、国内産米穀については2件、国内産小麦については44件、外国産小麦については1,202件となった。

第7節 米麦加工品

1 米加工食品

(1) 米菓（あられ・せんべい）

ア 企業構造

平成26年12月末日現在における米菓製造業の工場数は456工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

27年の米菓の生産数量は22.0万tで前年比1.7%増である。

ウ 輸出入

27年の米菓輸出数量は、3.7千tで前年比8.3%減、金額では、39億円で前年比1.9%減となっており、主要輸出先は台湾、アメリカ、香港である。

一方、輸入数量は9.0千tで前年比8.6%減、金額では、39億円で前年比0.8%増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

(2) 加工米飯

ア 企業構造

平成21年12月末日現在における加工米飯製造業の工場数は81工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

27年における加工米飯の生産量は34.9万tで、前年比2.6%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯3万1千t（前年比7.8%減）、無菌包装米飯13万7千t（同0.6%増）、冷凍米飯17万2千t（同7.2%増）、チルド米飯5千t（同11.1%減）、缶詰米飯1千t（同9.7%減）、乾燥米飯4千t（同4.1%減）となっている。

ウ 輸出状況

27年の加工米飯等輸出量は、0.8千tで、前年比78.3%増、金額では4.9億円で前年比98.5%増となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、シンガポールである。

2 麦加工食品（一次加工品）

(1) 小麦粉

ア 企業構造

小麦粉製造業の企業数は、平成27年3月末現在で、88企業（109工場）であり、このうち大企業（4社）が生産シェアの77.1%を占めている。中小企業

のうち38%が年間小麦粉生産量1千トン未満の零細企業である。

イ 生産状況

26年度の小麦粉の生産量は486万tで前年比0.1%減となった。用途別にみると、パン用粉は40.9%、めん用粉は33.2%、菓子用粉は11.5%となっており、これら3用途で生産量全体の85.6%を占めている。

ウ 小麦粉輸出量

27年の小麦粉輸出量は15万8千tで前年比5.0%減、金額は79億円で前年比5.5%増となっており、主要輸出先は香港、シンガポール、ベトナムであった。

エ 小麦粉調製品輸入量

27年の小麦粉調製品の輸入量は9.4万tで前年比4.0%減、金額は206億円で前年比1.8%増となっており、主要輸入先は韓国、シンガポール、中国であった。

(2) 精 麦

ア 企業構造

26年度に国内産麦又は外国産麦の買受実績がある精麦業の企業数は、平成27年3月末現在で、38企業（38工場）で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

26年度の精麦の生産量は16万3千tで前年比2.5%増となっている。種類別生産比率は、普通精麦は97.1%（押麦は9.7%、切断圧べんは1.5%、切断無圧べんは2.6%、精白麦は86.1%、その他は0.1%）、ビタミン強化精麦は2.9%となっている。

(3) 麦 茶

ア 企業構造

麦茶製造業の企業数は、平成27年3月現在で、64企業（77工場）であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

26年度の麦茶の生産量は6万6千tで前年同となっている。

ウ 輸入状況

27年の麦茶輸入量は0.9千tで前年比44.2%減、金額は3億5千万円で前年比35.8%減となっており、主要輸入先は中国であった。